

平成27年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(環境関係)

平成26年7月15日

全 国 知 事 会

1 地球温暖化対策の推進について

平成25年11月にCOP19で表明された我が国における2020年度までの温室効果ガスの排出削減目標については、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえた見直しを速やかに実施するとともに、低炭素社会の実現に向け、その取組を加速させるため、新たな目標値を含め我が国の地球温暖化対策の在り方を早急に国民に示し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

2 自動車排出ガス対策等について

(1) 自動車からの環境負荷低減に関しては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、規制緩和、インフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。

特に、全国的な普及を図る観点から、充電及び水素供給インフラ整備に対する補助制度を充実させるとともに、利便性の向上を図るため、高速道路の充電インフラ整備等の促進に努めること。

(2) 自動車NOx・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進すること。

3 大気環境保全対策の推進について

(1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、全国の広い範囲で濃度上昇と注意喚起実施事例が発生しており、国民の健康への不安の解消を図る必要があることから、以下の対策を早急に講じること。

- ・多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的かつ広域的な対策を講じること。
- ・大陸からの越境大気汚染に対しては、発生国において実効性のある対策が講じられるよう技術協力を強化すること。
- ・常時監視体制の更なる強化のための都道府県の負担について必要な支援を行うこと。
- ・注意喚起の正確性を高めるため、測定機の精度向上を促進するとともに、広域的シミュレーションモデルを早急に構築し、より正確な予測を提供すること。
- ・疫学的知見、特に、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循環器系疾患患者の健康影響に関する知見の収集に努め、きめ細かな対応を定めること。
- ・健康不安解消のため、国民に対し広く情報が行き渡るよう情報発信を適切に行うこと。

(2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響も示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

4 生物多様性保全対策等の推進について

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」の達成に向け、生物多様性国家戦略2012－2020で掲げた行動計画に基づき、施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取り組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を行うこと。

特に、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、希少な野生動植物の保護と侵略的外来種の駆除に関する対策を進めること。

また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

5 鳥獣保護管理対策の推進について

野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大するとともに、高山植物の食害等の自然生態系への影響も懸念される中、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正により、指定管理鳥獣の個体群を適切に管理するため都道府県等が実施する捕獲事業等が創設されるが、その実効性を確保し、鳥獣の捕獲等の一層の促進や担い手の育成を図るため、以下の措置を講じること。

- (1) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防除等を実施している市町村との連携や都道府県間の連携が重要と考えられることから、広域的な調査や調整など連携体制の構築に向けた支援や国立公園等の国の管理地における捕獲事業を国が実施することを含め、鳥獣の管理等に関する法制全体における鳥獣の捕獲等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を明確にすること。
- (2) 具体的な制度設計においては、都道府県や市町村等の意見を十分に聴いた上で、実態に即した運用が可能となるよう配慮するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業などを実施する都道府県に新たに発生する事務・事業に要する経費について、交付金の創設や交付税措置など確実に財源措置を講じること。

6 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1) 廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県及び市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。
- (2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。
特に、高濃度PCB廃棄物の処理については、国の処理基本計画で定めるJESCOの各事業所の処理期間内において、地元自治体の負担に配慮し、可能な限り早期に完了できるようにすること。
また、低濃度PCB廃棄物の処理について、筐体も併せて処理が可能な無害化処理認定施設の拡充を図ること。
- (3) 不法投棄等に起因する支障除去等を円滑に進めるため、産業廃棄物適正処理推進基金について、制度の改善を図るとともに、必要額を確保すること。
なお、現行制度は平成27年度までとされていることから、平成28年度以降の支障除去等に関する支援スキームについて、早急に検討を開始し、都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築すること。
また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。
- (4) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

7 海岸漂着物等対策の推進について

海岸漂着物等の対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、現行の海岸漂着物の処理等への支援が平成26年度までとされていることから、平成27年度以降も継続して同様の支援を行うこと。

あわせて漂流物・海底の堆積物の回収・処理等への支援も含めた十分かつ恒久的な財政支援制度を早急に創設すること。

また、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、回収・処分等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を漂流物等も含めて明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講じること。

8 アスベスト対策の推進について

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制対象に石綿含有成形板等を追加するなど、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、石綿健康被害救済制度、建築物等のアスベストの有無に係る調査及び除去等の助成制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。